

札幌市強靱化計画改定検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、札幌市強靱化計画の改定に向けて、改定案に係る学識経験者等との意見交換（懇話会）を目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 札幌市強靱化計画改定案における基本目標や重点方針等、計画の全体像について、改定に向けた意見交換を行う。

(組織)

第3条

- 1 委員は、防災・減災、災害対応等の学識経験者及び強靱化に取り組む業界団体から市長が委嘱するものとする。
- 2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は委員会を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は不在のときは、第3条第2項を準用し、委員長と同様の手順により、副委員長を定め、委員長の職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(オブザーバー)

第4条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員を委嘱した日から令和元年12月27日（金）までとする。

(委員会)

第6条

- 1 委員会は公開とする。
- 2 委員会の内容については、議事録を作成の上、公開する。
- 3 委員会は、任期内に最低1回開催する。

(事務局)

第7条

委員会の事務局は札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課が行う。

(謝礼)

第8条

委員会に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に定める「その他付属機関の委員」の報酬日額に準じるものとする。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員の協議により定める。

附 則

この要綱は令和元年7月29日から施行する。